

第30回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会 会議録

日 時 平成19年11月26日(月)午後6時00分～午後8時00分

場 所 生駒市役所 401・402会議室

出席者(敬称略)

委 員 下村敏博、井上正二、奥森茂、南条晴世、春見祥司、眞杉紀久代

事務局(実施機関)

企画財政部長 安井幹雄、文書課長 奥山良海、情報公開室長 堀
本慎一、同室主査 真銅美雪、情報政策課長 田島誠、同課情報シス
テム係長 久保悟史

風間副会長、山田委員欠席

配付資料 1 レジユメ

2 諮問個第26号 結合してはならない電子計算機を例外的に
結合する場合の包括的諮問事項について

3 検討資料(H19.11.26)

4 情報公開に係る手数料等について(国及び他市町村の状況)

5 第28回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録

6 第29回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録
(案)

議 題 1 諮問個第26号 結合してはならない電子計算機を例外的に
結合することについて

2 諮問情第1号 生駒市情報公開条例の改正について

(1) 事案の移送について

(2) 手数料の徴収について

(3) 請求方法について

3 その他

議題 1 (諮問個第 26 号) の所管課は文書課情報公開室であるが、諮問内容がオンライン結合に係る包括的諮問事項であるため、市のコンピュータシステムの運用管理について統括している情報政策課にも出席を求めた。また、今回の議題については、文書課情報公開室が実施機関と事務局を兼ねる。

審議事項

1 諮問個第 26 号 結合してはならない電子計算機を例外的に結合することについて

(結論)

以下の意見を付して適当なものと認める。

- ・ **包括的諮問事項に該当するかどうかについては慎重に判断し、疑義がある場合は諮問すること。**
- ・ **適正な運用に努めること。**

[審議経緯]

(1) 所管課である文書課情報公開室から諮問内容について以下の説明があった。

生駒市個人情報保護条例第 10 条では、実施機関以外の者が管理する電子計算機とのオンライン結合を原則禁止しており、例外的に実施機関が審議会の意見を聴いて公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害しないと認めるときに限り可能としている。

前回の審議会で、IT 化の進展等によりオンライン結合に係る諮問が多く、内容も後期高齢者医療保険制度に伴うものなど、国が行う全国的な事業のための結合であって、本市が結合しないと事業の執行に重大な影響を及ぼすといった内容のものが増加しているのを、審議会

の効率的な運営のため、公益上の必要性が高く、個人の権利利益を侵害するおそれが認められないようなケースについては、包括的諮問事項として類型化したものを事前に審議しておき、要件を満たすものについては事後の報告で良いといった運用にしてほしいとのご意見があったので、今回、諮問させていただきました。

類型１の、法令又は条例(以下「法令等」という。)に基づく事務で、法令等の規定又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示でオンライン結合が規定されている場合については、結合しないと法令等に違反することになり、結合せざるを得ないので、包括的諮問事項に含めるものである。

類型２の、全国一律で処理する事務でのオンライン結合の場合は、大量の情報を正確に、かつ、迅速に処理することが求められるので、オンライン結合による情報処理が不可欠であり、また、本市が結合しない場合に他の自治体に与える影響が非常に大きく、オンライン結合の必要性が高いため、一定の要件を満たした場合は公益性が高く権利利益を侵害するおそれがないとして、包括的諮問事項に含めるものである。

要件の１つ目は、オンライン結合により市民サービスの向上、市民負担の軽減、事務の効率化又は迅速性が要請されるものであるなどの公益上の必要性が認められるものであること。２つ目は、オンライン結合の相手方が国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は当該事務を法令等の定めに基づき行うこととされている団体であること。これは、結合先において個人情報保護のための制度が整備されており、かつ、提供された個人情報を保護するために適切な措置が講じられているので、権利利益の侵害のおそれがないためである。３つ目は、提供する個人情報の内容が、当該事務の目的を達成す

るために必要な範囲内であること。これは、事務の目的を達成するための必要最小限の個人情報であれば、権利利益の侵害のおそれがないためである。4つ目は、オンライン結合を行うことにより、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、損傷等の危険が生じないように実施機関及び結合先においてセキュリティ対策その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置が講じられていること。これは、実施機関及び結合先において、セキュリティ対策その他の安全管理措置が講じられていれば、権利利益の侵害のおそれがないためである。

運用については、この包括的諮問事項に該当するかどうかは、個別の事案ごとに必要書類を添えて、情報政策課長を通じ情報公開室と協議するものとし、判断に迷う場合は、本審議会の意見を聴くものとする。

なお、包括的諮問事項に該当し、オンライン結合を行った場合は、結合後の直近の審議会です事務局から概要を報告する。

実施時期については、本諮問に係る答申後のオンライン結合からとする。

〔質疑〕

Q 現行の個人情報保護条例が制定された頃は、外部からの不正アクセス等による情報の改ざんや漏えいが危惧されていたが、現在では、内部からの情報の漏えいが大きな問題となっているので、以下の点について訊きたい。

まず、セキュリティポリシーが明確になっているか。次に、明確になっている場合、守られているか。また、守られているかどうかの監査又は評価が行われているか。

A 1点目については、本市のセキュリティポリシーに当たる生駒市情報セキュリティに関する規則及び対策基準は平成16年2月に策定し、平成16年4月から施行している。2点目のセキュリティポリシーが守られているかど

うかであるが、概ねセキュリティポリシーにのっとった運用を行っている。
3点目の監査又は評価が行われているのだが、これについては現在検討中であり、今年度中にセルフチェックを行い、来年度は内部監査を実施する予定である。

Q 操作履歴についてだが、各端末の操作履歴を収集しているのか。

A 情報システムとインターネットの操作履歴は収集しているが、各端末の操作履歴は今のところ収集していない。各端末の操作履歴については、来年度から詳細なものを収集する予定である。

Q 庁内で、USBメモリーは使用可能か。

A USBが取扱いに注意を要する記憶媒体であることは、認識しており、住民情報系の事務を処理する端末については、使用できないようにしている。その他の端末については、使用できるようになっているが、USBを購入する時には、情報政策課の審査が必要である。

Q 私有のパソコンの持ち込みは可能なのか。

A 私有パソコンについては、持ち込みを禁止している。

Q 端末の庁外の持ち出しは可能なのか。

A 可能であるが、許可が必要である。

Q 端末を庁外に持ち出す場合、ハードディスクの暗号化を行っているのか。

A ハードディスクの暗号化は行っていない。記憶媒体を持ち出す場合は、データの暗号化を行っている。

Q 情報システムのデータは、全て印刷が可能なのか。

A データの印刷については特に制限を設けていないが、各端末で使用できるプリンターは、端末周辺に限定している。

Q 印刷の履歴は収集しているのか。

A 情報システムから印刷した場合は履歴が残るが、それ以外の印刷(端末自体のハードディスクに保存しているワードやエクセルのデータなど)を印刷

した場合は、履歴が残らない。来年度から各端末の詳細な操作履歴を収集する予定であるので、不必要なデータの印刷等の抑止力になると思われる。

Q 情報システムの操作者の制限は行っているのか。

A 行っている。操作者を特定するとともに、担当業務の範囲内しか操作できない。

Q パスワードの変更は定期的に行っているのか。

A 半年に1度変更することになっている。

Q 変更しない人もいるのではないか。

A 変更したかどうかの確認は、今のところ行っていない。

Q 本市のように条例上、オンライン結合について制限を設けているところはあるのか。

A 条例上制限を設けている自治体は多い。ただ、自治体によっては、法令等の規定がある場合や、結合先が国や地方公共団体等の場合は審議会の諮問を不要と規定しているところも多い。本諮問のように事前に包括的に諮問して運用しているところもあり、近畿では松阪市がほぼ同様の運用をしている。

Q 市が外部とデータのやりとりをする場合、情報政策課は関与するのか。

A オンラインによるデータのやりとりについては、全て把握している。記憶媒体の交換によるデータのやりとりについても、ほぼ把握している。

Q 情報政策課への届出や許可が必要なのか。

A 記憶媒体でのやりとりや回線の接続については情報政策課の承認が必要である。

〔意見〕

包括的諮問事項に該当するかどうか微妙な場合は諮問が必要ではないか。

2 諮問情第1号 生駒市情報公開条例の改正について

(1) 事案の移送について

[結論]

開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことに正当な理由がある場合は、事案を移送できる旨の規定を設けることが適当である。

[審議経過]

事案の移送についての事務局案

11 事案の移送

開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、事案を移送することができる。

(説明)

請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものである場合などに事案の移送ができる旨の規定については、開示請求に係る公文書が他の実施機関から提供を受けたものであるとき等、請求を受けた実施機関自らが請求事案を処理するよりも、提供元等の実施機関の方が迅速かつ適切に当該事案を処理できる場合には、情報公開法にならい、事案を移送することができる規定を設けることが適当である。

[説明]

事案が移送できるのは、実施機関相互の協議が整った場合であり、一方的に移送することはできない。また、移送した場合は、開示請求者に対して移送した旨を通知しなければならない。

なお、移送は実施機関内部の措置であるので、請求者に不利にならないように、処理期間は、当初の請求時点から起算することになる。

[質疑]

Q 事案を移送できる場合だが、請求に係る公文書が他の実施機関で作成されたものであるときの他には、どのような場合が考えられるのか。

A 公文書に記録されている情報の重要な部分が、他の実施機関の事務に関する内容である場合などが考えられる。

Q あえて条例上に規定する必要はあるのか。

A 運用面で対応が可能であるとして、この規定を入れていない市もあるが、本市としては、開示・不開示等の決定をより適正に行うためには条例に規定した方が良いと考えている。また、郵送による請求や将来的に電子申請を実施した場合、事案の移送の規定があれば、補正の手続が不要となる場合もあるので、規定したいと考えている。

Q 事案の移送によって開示までの処理が遅れることはないのか。

A 請求期間の起算は、当初の請求時点から始まるため、移送によって処理が遅れるということはない。

Q 過去に移送可能なような事例はあったのか。

A 機構改革等により業務の担当課が変わったために、公文書を作成した実施機関と、公文書を保有している実施機関が異なった場合があり、その時は、保有している実施機関が作成した実施機関に内容を確認しながら処理したが、作成した実施機関の方が開示・不開示等の判断に当たっても、また、不開示等にした場合の説明についても、的確にできると思われる。

Q 事案を移送する場合と補正を求める場合の違いは。

A 事案を移送できるのは、最初に開示請求を受け付けた実施機関は請求に係る公文書を保有しているが、作成したのは他の実施機関である等の正当な理由がある場合である。請求者が勘違いや書き間違い等によって、公文書を保有していない実施機関名を請求書に記入し、請求した場合は、（公文書を保有している）正しい実施機関名に補正してもらう必要があ

る。

〔意見〕

事案の移送により、実施機関の間でたらい回しになるようなことがないのであれば、より適正に処理できる実施機関に移送できる旨の規定を入れることが適当ではないか。

(2) 手数料等

〔結論〕

手数料については、現行どおり無料とするのが適当という結論に至ったが、委員の中からは、営利目的の請求については、情報公開制度の本来の趣旨から外れると思われるため、手数料を徴収すべきという意見があった。

〔審議経過〕

手数料等についての事務局案

1 2 手数料等

公文書の開示に係る手数料については、現行条例のとおり無料とするのが適当である。

（説明）

情報公開条例の目的が、市民の市政参加の促進と市政に対する理解と信頼の確保にあることを考慮すれば、公文書の開示に係る手数料を徴収することは、制度の利用の制約要因になりかねないため、無料とするのが適当である。

費用負担は、写しの交付を受ける場合の写しの作成及びその送付の費用に限定すべきである。

〔説明〕

事務局としては、現行どおり無料とするのが適当と考えるが、営利目的の請求の増加や開示請求権の濫用を防止する観点から手数料を徴収する自治体もある。国は、開示手数料として1件当たり300円（オンライン請求の場

合は220円)を徴収している。県内で手数料を徴収している自治体は、榎原市、五條市、王寺町、安堵町及び広陵町等であるが、総体的に、手数料を徴収している自治体は少ない。

〔質疑〕

Q 事務局が現行どおり開示に係る手数料は無料とするのが適当であると考えられる理由は。

A 情報公開制度における手数料の徴収については、2つの考え方がある。

手数料を徴収する考え方としては、情報公開は「特定の者のためにする事務」であり、それに要する経費を税金で賄い、他の住民の負担とするのは適当でなく、受益者負担とするのが適当であり、また、手数料の額についても、経費と受益者の利益とを調整した適正な額とするため、制度の利用を妨げることはないというものである。

手数料を徴収しない考え方としては、情報公開制度は住民に開かれた行政の推進を目的とし、住民に対し公文書開示請求権を保障したものである。また、手数料の額が適正であったとしても、徴収することが利用を妨げることになる。もう一つは、情報公開制度によって、例えば自治体の交際費や食糧費の実態が明らかになり、是正されていった経緯があるように公益性があるためというものである。

どちらの考え方を採るかというのは、各自治体の政策的判断となる。本市の場合は、現行条例の策定時点では、市民に利用しやすい制度という観点から手数料は無料としており、今後も、無料とするのが適当と考えるが、情報公開制度が全国的に浸透していくにしたがって営利目的という制度の趣旨から外れた利用も出てきており、委員の皆様の率直なご意見をお訊きしたいと思う。

Q 手数料を徴収している自治体で、1件当たり200円と規定している場

合の1件とは。

A 自治体によって異なるが、通常は起案文書1つ、図面の場合は1図面1件と規定しているところが多い。開示請求内容によっては、複数の文書を開示することになるので、その場合は200円に起案文書の数をかけたものが手数料の額となる。

Q 市外からの請求は、年間何件位あるのか。

A 平成18年度の請求等の件数は、全部で111件であるがそのうち市外からの開示の申出は20件弱である。また、市外の特定の業者から、営利目的の申出が3ヵ月に1回程度、定期的にある。

Q 特定の業者からの申出については、どのように対応しているのか。

A 申出内容は「 月～ 月までに確認のおりた建築計画概要書の2面・3面」というもので、3ヵ月単位で指定して郵送されてくる。1件の申出について公文書の枚数が500～600枚になり、写しの交付での開示を求めている。現行条例では、広義の市民以外は任意的開示の申出となり、事務に支障のない範囲で申出に応じるよう努めるとの努力義務であり、担当課としては、枚数が多いということと、今後も継続して申出があることが予測されるため、事務に支障を来すということで業者に連絡を取ったが、話し合いの中で、市がシルバー人材センターに写しの作成を委託し、その費用を業者が負担するということが折り合いがついた。現行条例では、写しの作成を業者に委託した場合は、その委託契約の額を請求者等の負担とすることが可能であるので、情報公開室としても業者が費用を負担するのは差し支えないという判断をした。

Q 営利目的で請求等をする業者は何社位あるのか。

A 定期的に関示の申出があるのは、1社である。他の業者からも請求等はあるが、単発である。

Q 今回の改正で、請求権者が「何人も」となれば、市外の業者であっても

義務的開示となる。その場合でも、現行のようにシルバー人材センターに委託して、その費用を業者に負担させるのは可能なのか。

- A 現在、シルバー人材センターに写しの作成を委託しているのは、1社からの開示の申出に係る分だけであるが、条例改正後もそれが可能であるかについては、検討する必要があると思われる。徴収できない場合は、改正後の条例では、開示請求に係る公文書が著しく大量であり、開示請求があった日から45日以内に全てについて開示決定等を行うことにより、事務に着しい支障が生じるおそれがある場合には、まずその中の1部分だけ期間内に決定し、残りの部分については、相当の期間内に開示決定等を行えることになるので、担当課で事務に支障のない範囲で写しを作成し、何回かに分けて決定していくことになると思われる。

〔意見〕

近隣の自治体で手数料を徴収しているところが少ないのであれば、行政が広域化しているという観点から、徴収しなくても良いのではないかと。

情報公開制度の趣旨からして、現行どおり無料とするのが良いのではないかと。

条例改正後も、現在のように、特定の業者の営利目的の開示申出に係る写しの作成を、シルバー人材センターに委託し、業者が委託費用を負担するという方法が可能であれば、職員の負担も少なく手数料が無料でも差し支えないと思うが、請求権者が「何人も」となることにより、委託に係る費用を業者に負担させるのが不可能となり、多くの職員の労力が必要になるのであれば、市民の税金により特定の業者が利益を得ていることになり、問題があるのではないかと。

情報公開制度を本来の目的ではない営利目的で利用し、コピー代のみの安価な経費で利益を得るのは、適当でないと思う。

現在、特定の業者からの開示の申出に係る写しの作成をシルバー人材セ

ンターに委託し、委託費用を業者が負担していることについて、条例改正により請求権者が「何人も」となっても可能か等について、充分検討されたい。

(3) 請求方法について

(結論)

情報化の進展等を踏まえ、請求者の利便を図るため、従来の窓口での受付や郵送による請求以外のファクシミリやインターネット等の請求についても、事務処理上の問題を含めて検討を進め、必要な条件整備を行うことが適当である。

[審議経過]

請求方法についての事務局案

1 3 請求方法について

情報化の進展等を踏まえ、請求者の利便を図るため、従来の窓口での受付や郵送による請求以外のファクシミリやインターネット等の請求についても、事務処理上の問題を含めて検討を進め、必要な条件整備を行うことが適当である。

(説明)

情報化の進展や請求者の利便の向上のため、従来の窓口での受付や郵送による請求以外のファクシミリやインターネット等による請求についても、誤送や対象公文書の確認等の問題や受信機器の整備その他の事務処理上の問題を考え合わせて検討を行い、必要な条件整備を行うことが適当である。

[質疑]

Q 現在の請求方法は、情報公開総合窓口での請求書の提出と郵送による請求のみということだが、今後はファクシミリやインターネットや電子メールを利用して請求できるようにするということか。

A 情報化の進展に合わせて、請求手段についても多様化していくための条件整備を行っていききたい。

[意見]

意見は特になかった。

3 その他

事務局から以下の連絡と依頼があった。

今回の審議会では情報公開条例の改正に係る諮問事項の審議は終了したので、今までの審議内容を踏まえて答申の中間素案の事務局案をとりまとめ、後日、各委員に送付させていただく。

事務局案については、来月もう一度お集まりいただいて、審議いただきたい。

日程調整の結果、次回の審議会は12月17日(月)午後6時からとなった。

今後のスケジュールとしては、来年1月中旬頃から1ヶ月間、情報公開条例の改正についての審議会の考え方として、この中間素案をインターネットのHPや市政情報コーナー等で公表し、市民からの意見募集手続(パブリックコメント手続)を行い、その後、最終答申の取りまとめ作業に入る。最終答申の取りまとめの際にも、お集まりいただくことになる。

